

『淮南子』天文訓「二十歳刑徳」の「刑」・「徳」運行について

小倉 聖

はじめに

「刑」・「徳」は、『韓非子』卷二・二柄篇に「明主の導（由）りて其の臣を制する所の者は、二柄のみ。二柄とは刑・徳なり。何をか刑・徳と謂う。曰く、殺戮をこれ刑と謂い、慶賞をこれ徳と謂う」とあり、君主が臣下を制御する手段は刑・徳の二つとする。また『管子』卷十四・四時篇に「刑徳節を易え次を失えば、則ち賊氣^{すみや}遯かに至り、賊氣遯かに至れば、則ち國に災殃多し。是の故に聖王時に務めて政を寄せ……」とあり、刑・徳が適切な時期に行われなければ、直ちに気の働きが時節に反することが起こり、國に災いが多発するとしている。刑・徳は、このように政治・時令・災害と関わる重要な観念であった。胡文輝氏¹⁾によると、陰陽学説によって刑・

徳は陰陽・数術の観念に發展し、後に吉凶宜忌を含み、最終的に占術中の神煞（吉神・凶神）となったとする。しかし同時に「刑徳」は政治社会の概念から数術のものへと変わりつつも、古い観念が新しい観念に取って代わられることなく、廃されていないとも述べている。

このような刑・徳観念の変遷を具体的に検討していく中で、筆者は刑・徳観念に大きな変化をもたらした戦国～漢代の文化・社会的背景の一部を明らかにできるのではないかと、と考えるに至った。この変化は数術理論の統一・体系化をもたらしたのではないかと思われるのだが、これを理解するためには「陰陽」概念等を取り入れて占術で用いられている刑・徳について分析する必要がある²⁾。

この刑徳に関する基本文献に『淮南子』天文訓があり、そこには太陰の運行と連動した天干・地支の動きから定められ

る毎年の刑徳運行である。「二十歳刑徳」と、北斗七星の運行と連動した陰陽の消長を表す毎月の刑徳運行である「刑徳七舎」がみえる。本論文では数術理論の展開を検討するため、とくにこの中で軍事占等に用いられている二十歳刑徳の刑・徳の運行について明らかにする。

第一節 『淮南子』天文訓の「二十歳刑徳」について

「二十歳刑徳」について、天文訓に、

〈原文〉

- ①太陰在甲子、刑徳合東方宮、常徙所不勝。合四歳而離、離十六歳而復合。所以離者、刑不得入中宮、而徙於木。
- ②太陰所居、日爲徳、辰爲刑。徳剛曰自倍囚、柔曰徙所不勝。刑、水辰之木、木辰之水、金・火立其處。

〈書き下し〉

- ①太陰甲子に在れば、刑徳は東方の宮に合し、常に勝たざる所に徙る。合すること四歳にして離れ、離ること十歳にして復た合す。離るる所以は、刑中宮に入ることを得ずして、木に徙ればなり。

- ②太陰の居る所、日は徳爲り、辰は刑爲り。徳は剛なれば自ら囚を倍すと曰い、柔なれば勝たざる所に徙ると曰う。

刑、水なれば辰は木に之き、木なれば辰は水に之く。金火なれば其の處に立つ。

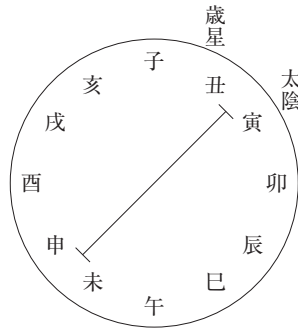
〈日本語訳〉

- ①太陰が甲子にあるとき、つまり甲子の年には、刑徳は東方の宮に共に居り、常に五行の勝たざる所に移動する。刑徳が四年は一緒に同じ宮を移動するも、以降別々に離れて十六年移動してから、また出合う。両者が離れる理由は刑が中宮に入らず、水の後は木に移動するからである。
- ②太陰の居る所（その年の干支）は、日（干）は徳であり、辰（支）は刑である。徳が剛であればその囚を倍すと言い、柔であれば（相勝の）勝たざる所に移動すると言う。刑が水であれば、辰は木に移動し、刑が木であれば辰は水に移動する。刑が金もしくは火ならばその位置に留まる。とあり、その運行理論は大別して二種ある。一つは十干と十二辰の組み合わせによって表される太陰の毎年の所在における、刑・徳の相勝説に基づく運行である。二つは毎年の太陰所在の十干・十二辰を起点にして、それぞれと関係した理論に基づく刑・徳の運行である。行論の便宜上、前者を①、後者を②と略称する。

両者は相異なる原理を利用して刑・徳の運行についてそれぞれ述べるが、共通して太陰の語が見える。太陰とは、十二辰で分割された天の「丑寅」と「未申」を結ぶ線を軸として、

歳星（木星）の位置と左右対称に置かれた観念上の天体である（図一）。

図一 歳星が「丑」にある場合の「太陰」の図



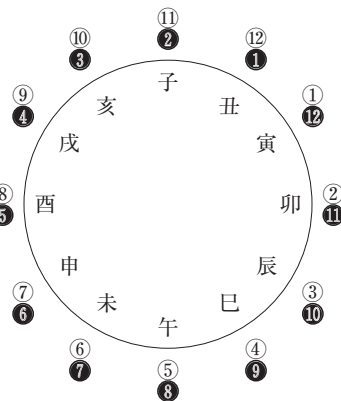
天文訓では、太陰の十二辰におけるそれぞれの位置に基づく歳名と歳星の位置関係について述べており、それによるとそれぞれ表一のようなになる。

表一 太陰と歳星の十二辰における位置

太陰	歳星	歳名
寅	丑	撰堤格
卯	子	単 関
辰	亥	執 徐
巳	戌	大荒落
午	酉	敦 胖
未	申	協 洽
申	未	涸 灘
酉	午	作 鄂
戌	巳	闌 茂
亥	辰	大淵献
子	卯	困 敦
丑	寅	赤奮若

「歳星」は赤道を二二分した十二次を移動するとき、毎年一次ずつ移動する。表一によると、歳星は十二辰の間を移動するとき丑→寅を移動するのに対して、「太陰」は逆方向に寅→丑に移動する。つまり歳星は、十二辰で分けた天で考えると反時計回りに一周するが、太陰は十二辰の間を時計回りに移動する（図二）。

図二 歳星と太陰の動き



(*) ①~⑫は「太陰」の移動、①~⑫は歳星の移動である。

以上が天を十二辰で分割したときの太陰の運行であるが、太陰は十二辰だけでなく、十干の間も移動する。『爾雅』釈天によると、太陰が十干を移動するときの歳名は表二のようである。

表二 太陰の十干における位置とその歳名

太陰 (十干)	歳名
甲	闕逢
乙	旃蒙
丙	柔兆
丁	強圉
戊	著雍
己	屠維
庚	上章
申	重光
壬	玄默
癸	昭陽

太陰の運行に基づく太歳紀年法では、十干(表二)と十二辰(表一)の歳名を合わせて各年を表記する。例えば太陰が甲(闕逢)寅(撰堤格)に居る年は「闕逢撰堤格」と称することくである。

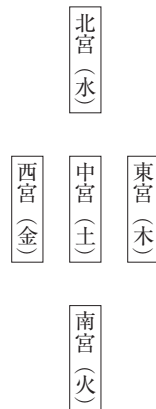
以上より太陰の運行には、十干及び十二辰の場合があることが分かった。天文訓①は太陰が十干・十二辰を組み合わせた六十干支に居る場合(六十干支で表された各年)の、刑・徳の運行の記述であり、②は各年の太陰が居る十干・十二辰自体を起点にして、相異なる理論によって刑・徳の運行について記述したものである。以下では、この太陰の用い方の相違も考慮して、両者の相異なる刑・徳運行理論を検討する。

第二節 天文訓①の各年毎の太陰の所在における「刑」・「徳」の運行と天の

五宮

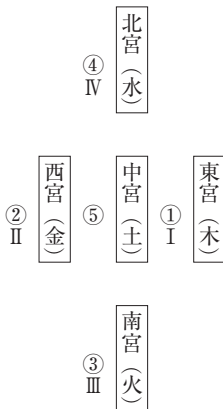
①では、天を東・西・南・北・中の五宮に分け、各宮五行の木・金・火・水・土を配当している(図三)。

図三 天の五宮と五行



徳はこの五つの宮、刑は中宮以外の四宮を一年に一度移動する(刑が中宮に入らないのは三合論と関係するが、それは②部分の説明箇所で述べる)。まず一年目の甲子の年に、刑・徳は木に属する東宮に居る。その後両者は、一年毎に、相勝説に基づき、現在居る宮の属する五行の勝たざる五行に属する宮へ移動する。具体的に言えば、甲子の年に木に属する東宮に居る刑・徳は、翌年に相勝説により、共に木が勝たざる金に属する西宮に移動する(図四)。

図四 「刑」・「徳」の一年毎の動き



徳の運行は①②③④⑤、刑の運行はⅠⅡⅢⅣの順で一巡し、その後徳は⑤の後に①に戻り、刑はⅣの後にⅠに戻ってから同じ運行を繰り返す。なお五行相勝説は水↓火↓金↓木↓土↓水で順行し、↓の向かう方向の五行に勝つ。

三・四年目も刑・徳はそれぞれ南・北宮に移動する。しかし五年目に徳が中宮に入るのに対して、刑は中宮に入ることなく東宮に戻る。以後両者は別々に運行していくこととなる。

そして二十一年目には、最初の一年目のように刑・徳は共に東宮に居り、以後二十二・二十三年目は二年目（西宮）・三年目（南宮）と同じように移動していく。つまり二十年を一つの周期として刑・徳は運行するのである。

以上の①部分の刑・徳の運行は、天を五つに分けた相勝説による運行である。次に、太陰を軸とした天文訓②の運行について検討する。

第三節 天文訓②における「太陰」の「十干」・

「十二辰」と「刑」・「徳」

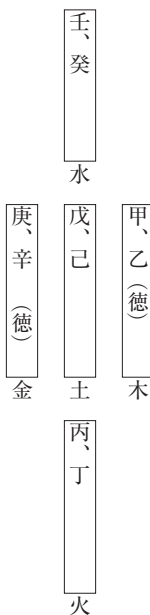
1、徳の運行

徳の運行について、②に「太陰所居、日爲徳」とある。先に述べたように、太陰は天干・地支を移動するのであるが、この記述は太陰の所在が「日」の場合は徳の移動であること（指している。なお、「日」について天文訓に「東方、木也……」

其日甲乙、「凡日、甲剛乙柔、丙剛丁柔、以至于癸」とあるように、「日」とは「天干」を意味する。つまり、太陰の移動と連動して徳も十干を移動する。徳が運行する天干は剛・柔の二種類に分けられており、甲・丙・戊・庚・壬は皆な剛、乙・丁・己・辛・癸は皆な柔で、徳所在の天干が剛・柔のいずれであるかによって、移動法が変わる。②には剛の場合の徳の移動の記述もあるが、これだけでは移動法は不明である。これに対して、②によると柔の場合の徳の移動は、五行の勝たざる方向（相勝説）への移動となっている。

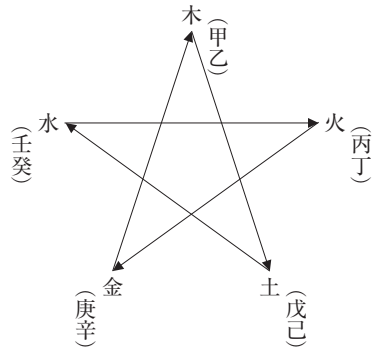
十干を天文訓に見るように東・西・南・北・中央の方位に分け、これに五行を配当すると、図五のように甲・乙は東で木、丙・丁は南で火、戊・己は中で土、庚・辛は西で金、壬・癸は北で水となる。

図五 十干の方位配当と五行配当



「柔日徙所不勝」とは、徳所在の天干が柔、つまり乙・丁・己・辛・癸の場合には、自らの天干が属する五行の勝たざる天干へと移動することを意味する（図六を参照）。

図六 相勝説と十干



ただし、各五行・方位にはそれぞれ二つの天干が属するが、柔の徳が、どちらの天干に移動するかは、天文訓の記述から分からない。また、繰り返し言うように、剛の徳の場合の移動も不明である。しかし、これらの問題は隋代の『五行大義』により解釈できる（以後、天文訓で解釈困難な問題は、『五行大義』等の後世の文献で補って適宜説明する）。『五行大義』卷二論徳条に、

〈原文〉

干徳者、甲徳自在、乙徳在庚、丙徳自在、丁徳在壬、戊
 徳自在、己徳在甲、庚徳自在、辛徳在丙、壬徳自在、癸
 徳在戊。此十干者、甲・丙・戊・庚・壬爲陽、尊故徳自
 處、乙・丁・己・辛・癸爲陰、卑故配徳於陽。有従夫之

義、所以不自爲徳。

〈書き下し〉

干徳は、甲の徳は自自在在り、乙の徳は庚に在り、丙の徳は自自在在り、丁の徳は壬に在り、戊の徳は自自在在り、己の徳は甲に在り、庚の徳は自自在在り、辛の徳は丙に在り、壬の徳は自自在在り、癸の徳は戊に在る。此れ十干は、甲・丙・戊・庚・壬は陽爲りて、尊きが故に徳は自處し、乙・丁・己・辛・癸は陰爲りて、卑しきが故に徳を陽に配す。夫に従うの義有り、自らは徳と爲らざる所以なり。

〈日本語訳〉

干徳の中で、甲の徳は自身と同じ位置の甲にあり、乙の徳は庚にあり、丙の徳は自身と同じ位置の丙にあり、丁の徳は壬にあり、戊の徳は自身と同じ位置の戊にあり、己の徳は甲にあり、庚の徳は自身と同じ位置の庚にあり、辛の徳は丙にあり、壬の徳は自身と同じ位置の壬にあり、癸の徳は戊にある。この十干のうち、甲・丙・戊・庚・壬は陽であつて尊いがために徳は「自處」し、乙・丁・己・辛・癸は陰であつて卑しいがために「徳を陽に配す」のである。夫に従う性質があつて、自身の干が徳の位置とならない理由である。

とあり、これによると甲・丙・戊・庚・壬は皆な陽で、自ら

の天干と同じ位置に在る。これに対して、乙・丁・己・辛・癸は皆な陰で、「徳を陽に配す」とする。以上を、表にすると表三のようになる。

表三 十干の陽・陰の分類とそれぞれの位置

陽	甲	丙	戊	庚	壬
位置	甲	丙	戊	庚	壬
陰	乙	丁	辛	己	癸
位置	庚	壬	丙	甲	戊

「配徳於陽」とは、乙・丁・辛・己・癸の陰がそれぞれ庚・壬・丙・甲・戊の陽へ移動することである。各干に配当されている五行に基づくと、この移動は先述の天文訓の柔の移動と同じ五行の勝たざる天干への移動である。例えば、陰である乙は木に属するが、実際の位置は木が勝たざる金に属する庚となるというように、陰が移動するのは所在の天干に配当されている五行の勝たざる天干の陽へ移動する。天文訓では徳が剛の場合と柔の場合について述べるが、それは『五行大義』の陽・陰の移動と同じ移動パターンであるので、『五行大義』の陰の移動を参考にして天文訓の柔徳の移動を説明することができる。つまり剛は陽、柔は陰を示し、天文訓は『五行大義』のように、徳を陰・陽に分けた場合について述

べているのであろう。このように『五行大義』を参考にすれば、徳が剛である場合の移動法についても解釈できる。また「自處す」は、甲より壬までの陽が初めの天干と同じ場所に位置するので、徳が剛であるなら、その天干の位置から移動しないということである。以上が徳の運行であり、表にすると表四のようになる。

表四 十干の陽・陰の分類とそれぞれの位置

陽(剛)	甲(木)	丙(火)	戊(土)	庚(金)	壬(水)
位置	甲(木)	丙(火)	戊(土)	庚(金)	壬(水)
陰(陰)	乙(木)	丁(火)	辛(金)	己(土)	癸(水)
位置	庚(金)	壬(水)	丙(火)	甲(木)	戊(土)

2、刑の運行

②に「太陰所居……辰爲刑……刑、水辰之木、木辰之水、

金・火立其處」とあり、刑の運行は各年毎の太陰の居る辰（十二支によって名づけられる）と連動する刑所在の辰の五行（土を除く）によって決められている（②の刑の運行は、徳の運行で用いられている相勝説や相生説のみで説明することはできない）。このような十二辰の五行配当については、天文訓の別の個所に三合説として見えている。

〈原文〉

木生于亥、壯于卯、死于未、三辰皆木也。火生于寅、壯于午、死于戌、三辰皆火也。土生于午、壯于戌、死于寅、三辰皆土也。金生于巳、壯于酉、死于丑、三辰皆金也。水生于申、壯于子、死于辰、三辰皆水也。

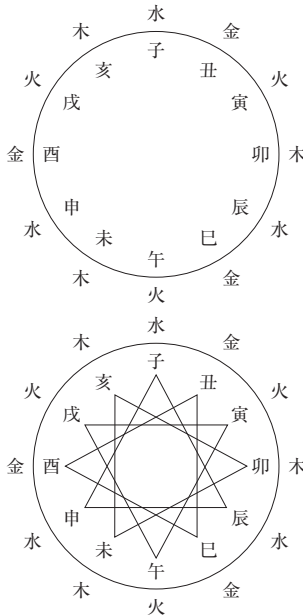
〈書き下し〉

木は亥に生じ、卯に壯んに、未に死す、三辰は皆な木なり。火は寅に生じ、午に壯んに、戌に死す、三辰は皆な火なり。土は午に生じ、戌に壯んに、寅に死す、三辰は皆な土なり。金は巳に生じ、酉に壯んに、丑に死す、三辰は皆な金なり。水は申に生じ、子に壯んに、辰に死す、三辰は皆な水なり。

これによると、亥・卯・未に木、寅・午・戌に火、午・戌・寅に土、巳・酉・丑に金、申・子・辰に水を配し、刑の運行に見えない土の配当が見える。しかし『欽定協紀弁方書』巻一・三合条によれば、土が無い三合は新しいもので、天文訓

のように土を含む三合は古いものとされている。⁹⁾ ②には土に關する記述が見えないように、刑の運行では土を含まない前者が用いられている。胡文輝氏は後者に対して、「土に属する三辰は他の五行の辰と重複し、土辰は虚構であり、實際の推算においては影響が無い」と述べている。すると、①で刑が中宮に入れないとしている理由は、刑の運行では土の三合を用いないので、土に属する中宮に入れないためと解される¹⁰⁾（図七・八）。

図七 三合論における十二辰と 図八 三合会局



(*) 水合局は子・辰・申。金合局

は丑・巳・酉。火合局は寅・午・戌。木合局は卯・未・亥。

以上の三合説と②の記述を基にし、刑の運行を「甲子」の

年を例に挙げて説明すると、以下のようになる。甲子の年は、刑の起点は子で、子は三合では水に属するので「刑、水辰之木」の記述に従って、刑は「木」に移動する。その「之木（木への移動）」には二つの可能性がある。第一は子（水）から木の三合の亥・卯・未のいずれかに移動する場合、第二は子から①に見える天の五宮の内、木に属する東宮へ移動する場合である。

まず前者の子から木の三合（亥・卯・未）のいずれかに移動する場合については、亥・卯・未への三通りの移動を考慮することができる。しかし、そのいずれであるか、天文訓の記述からは特定できない。後者も天文訓の記述からだけでは特定できないが、それは刑の位置について述べた『五行大義』の「支自相刑」の理論によって解釈することが可能である。『五行大義』論刑条に、

〈原文〉

支自相刑者、子刑在卯、卯刑在子、丑刑在戌、戌刑在未、未刑在丑、寅刑在巳、巳刑在申、申刑在寅。辰午酉亥各自刑。『漢書』「翼奉奏事」云「木落歸本、故亥卯未木之位、刑在北方。亥自刑、卯刑在子、未刑在丑。水流向未。故申子辰水之位、刑在東方。申刑在寅、子刑在卯、辰自刑。金剛火強、各還其郷、故巳酉丑金之位、刑在西方。巳刑在申、酉自刑、丑刑在戌。寅午戌火之位、刑在南方。

寅刑在巳、午自刑、戌刑在未」。

〈書き下し〉

支自ら相刑するは、子の刑は卯に在り、卯の刑は子に在り、丑の刑は戌に在り、戌の刑は未に在り、未の刑は丑に在り、寅の刑は巳に在り、巳の刑は申に在り、申の刑は寅に在り。辰午酉亥各自自ら刑す。『漢書』「翼奉奏事」に云う「木落ちて本に歸る、故に亥卯未は木の位で、刑は北方に在る。亥は自ら刑し、卯の刑は子に在り、未の刑は丑に在る。水流れて未に向かう。故に申子辰は水の位で、刑は東方に在る。申の刑は寅に在り、子の刑は卯に在り、辰は自ら刑す。金は剛く火は強し、各其の郷に還る、故に巳酉丑は金の位で、刑は西方に在る。巳の刑は申に在り、酉は自ら刑し、丑の刑は戌に在る。寅午戌は火の位で、刑は南方に在る。寅の刑は巳に在り、午は自ら刑し、戌の刑は未に在る」と。

〈日本語訳〉

十二支が自ら互いに刑することについて述べれば、子は卯に刑され、卯は子に刑され、丑は戌に刑され、戌は未に刑され、未は丑に刑され、寅は巳に刑され、巳は申に刑され、申は寅に刑される。辰午酉亥は各々自ら刑するのである。『漢書』「翼奉奏事」に、「木が朽ち果て本に

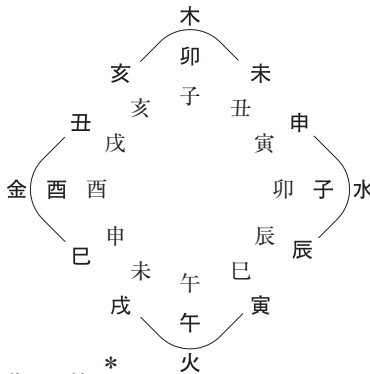
歸る、したがって亥卯未は木の位であるので、刑は北方にあるのだ。亥は自らを刑し、卯の刑は子にあり、未の刑は丑にある。水は流れて未に向かう。したがって申子辰は水の位であるので、刑は東方にある。申の刑は寅にあり、子の刑は卯にあり、辰は自らを刑す。金は剛く火は強い、各々その方位に還る。したがって巳酉丑は金の位なので、刑は西方にある。巳の刑は申にあり、酉は自らを刑し、丑の刑は戌にある。寅午戌は火の位なので、刑は南方にある。寅の刑は巳にあり、午は自らを刑し、戌の刑は未にある」と言う。

とある。ここでは、子を「刑する」ものは卯に在る（「子刑在卯」というように、各十二辰における刑される対象と刑する主体の関係が述べられ、次に『五行大義』が引く『漢書』「翼奉奏事」に、刑の位置する十二辰の五行と刑の移動先の十二辰とその方位配当との関係が述べられている。すなわち、木に属する亥・卯・未の場合、刑はそれぞれ北方に属する亥・子・丑にある。水に属する申・子・辰の場合、刑は東方にある寅・卯・辰にある。金に属する巳・酉・丑の場合、刑は西方に属する申・酉・戌にある。火に属する寅・午・戌の場合、刑は南方に属する巳・午・未にある。これを表にすると表五のようになり、図示すると図九のようになる。

表五 十二辰と刑の位置関係

刑の初在十二辰	子	卯	丑	戌	未	寅	巳	申	辰	午	酉	亥
	水	木	金	火	木	火	金	水	水	火	金	木
刑の移と先方位	卯	子	戌	未	丑	巳	申	寅	辰	午	酉	亥
	木	水	火	木	金	金	水	火	水	火	金	木
	東	北	西	南	北	南	西	東	東	南	西	北
	木	水	金	火	水	火	金	木	木	火	金	水

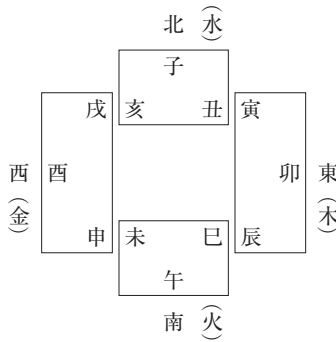
図九 支自相刑と十二辰



*内側は刑する支、外側は刑される支。
 (中村璋八『五行大義』を参照)。

一方、『五行大義』卷二論方位雜条には、十二辰の方位配当と五行の關係について述べたものがあり、図示すると図一〇のようなになる¹⁰。なお、『五行大義』の編成では論方位雜条の方が前段にあるので、論刑条はこれに基づくものと解される。

図一〇 五行の方位配当と十二辰



以上によると、刑の運行はそれぞれ以下のようになるであろう（表五参照）。水に属する子に刑が在る場合、移動先は木の方位に属する卯である。木に属する卯に刑が在る場合、移動先は水の方位に属する子である。金に属する丑に刑が在る場合、移動先は金の方位に属する戌である。火に属する戌の場合、移動先は火の方位に属する未である。木に属する未である。木に

属する未に刑が在る場合、移動先は水の方位に属する丑である。火に属する寅に刑が在る場合、移動先は火の方位に属する巳である。金に属する巳に刑が在る場合、移動先は金の方位に属する申である。水に属する申に刑が在る場合、移動先は木の方位に属する寅である。水に属する辰に刑が在る場合、移動先は木の方位に属する辰である。火に属する午に刑が在る場合、移動先は火の方位に属する午である。金に属する酉に刑が在る場合、移動先は金の方位に属する酉である。木に属する亥に刑が在る場合、移動先は水の方位に属する亥である。

ここで先に論じた、天文訓の刑の運行の二つの可能性について、今一度考えてみることにしよう。

第一は、刑の運行は三合説を用いるだけで解釈できると考え、刑の最初に居る辰の三合説における五行配当と、刑の移動先の辰の三合説における五行配当のみを考える場合である。

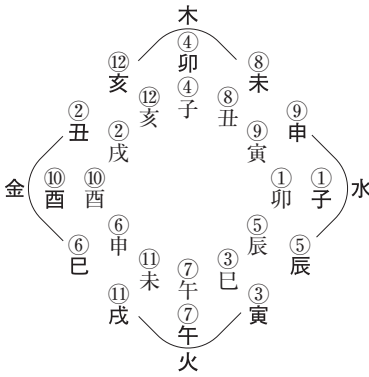
第二は、三合説だけでなく五行の方位配当も用い、刑の最初に居る辰の三合説における五行配当と刑の移動先の辰の五行の方位配当を考える場合である。そこで『五行大義』論刑条と表五を基にして、子、卯、午、酉の刑の運行を考えてみると、第一の三合説のみを用いた解釈で全て説明できるように思われる。しかし、丑・戌・未・寅・巳・申・辰・亥の場合、天文訓②の「刑、水辰之木、木辰之水、金・火立其處」とは合わず、第一の場合の解釈だけでは説明できない部分が

残る。したがって、この問題を解決するためには、第二の場合のように『五行大義』に見える五行の方位配当を用いる必要が生じるのである。

ただし天文訓は十二辰による天の分割であるため、『五行大義』のものと全く同じというわけではない。だが『五行大義』論刑・論方位雑条を用いることで②部分の刑の運行の解釈が可能となるため、これを利用して天を分割して刑の移動を考えている。そこで刑の運行を天文訓①のように天の五宮にあてはめて図にすると、図一一のようになる。

図一一 (a) 五行・十二辰の関係と (b) 刑の東西南北宮

への移動



(b)

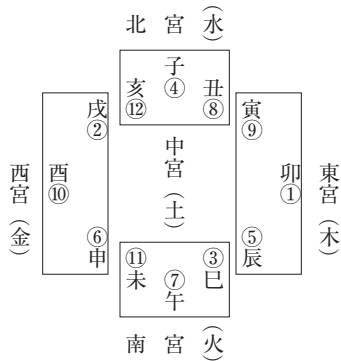


図 (a) の外側のそれぞれの辰に刑が在る場合、内側は結果的に刑の移動先の位置となる。そして、図 (b) では十二辰と図 (a) 内側の刑の位置番号を東・西・南・北宮に対応させている。

たとえば甲子を例にすると、図 (a) において刑の最初の位置が外側の「①子」で、次に内側の「①卯」に移動させ、その番号を図 (b) に対応させると、「卯①」は東宮にある。つまり、初め刑は三合説で水に属する「①子」(図 (a)) に居り、次に図 (b) の木に属す東宮に移る。これは天文訓の「刑、水辰之木」の記述と合い、天文訓①部分の運行とも矛盾しない。この移動は刑の最初の位置がどの辰の場合でも天文訓②の記述と合い、『五行大義』によって天文訓②が解釈

できるのである。天文訓①の記述のみでは、刑が中宮に入らない理由を説明できないが、天文訓①は天文訓②と補完関係にあることを知ることによって、その理由が分かるのである。

結局、天文訓②の運行は、まず刑が初めに位置する十二辰の三合説における五行を起点にし、次に「支自相刑」にしたがって刑を移動させ、移動した場所の方位の五行配当を考えればよいのである。以上を踏まえて、二十歳刑徳の二十年の刑・徳運行を表にすると、表六のようになる。

このようにして位置を確定された刑・徳は、何を占うためのものだったのであろうか。天文訓に「凡そ太陰を用うれば、左前の刑、右背の徳、鉤陳¹⁸の衝辰を撃つ。以て戦えば必ず勝ち、以て攻むれば必ず剋つ」とあり、これによれば戦で攻撃を仕掛ける方向の有利・不利を占うために用いられるものとされている。すなわち二十歳刑徳では、天を東・西・南・北・中の五宮に分け、それぞれに五行の木・金・火・水・土を配当する。刑・徳は二十年を周期として一年毎に天の五宮上を運行する。また、徳は太陰の十干を起点にし、「陰陽」・「五行」の理論を用いて位置を確定する。一方、刑は太陰所在の十二辰を起点にし、「支自相刑」・「三合」の理論を用いて位置を確定する。以下に二十歳刑徳の「移動」・「周期」・「基準とする天体」・「使用する理論」・「使用目的」を表にすると表七のようになるであろう。

表六 「二十歳刑徳」の二十一年目までの各年の刑・徳の位置

甲子	乙丑	丙寅	丁卯	戊辰	己巳	庚午	辛未	壬申	癸酉	甲戌	乙亥	丙子	丁丑	戊寅	己卯	庚辰	辛巳	壬午	癸未	甲申
刑	東宮	西	南	北	東	西	南	北	東	西	南	北	東	西	南	北	東	西	南	北
徳	東宮	西	南	北	東	西	南	北	東	西	南	北	東	西	南	北	東	西	南	北
	一年目	二年目	三年目	四年目	五年目	六年目	七年目	八年目	九年目	一〇年目	一一年目	一二年目	一三年目	一四年目	一五年目	一六年目	一七年目	一八年目	一九年目	二〇年目
	二一年目																			

※陶磊『淮南子・天文』研究—
 従数術史的角度的—中の表を引
 用し、一部追加。

表七 「二十歳刑徳」の構成要素

移動	一年
周期	二十年
基準とする天体	太陰
使用される理論	陰陽
	五行
使用目的	支自相刑
	三合
戦争における攻撃方向の占い	

結 語

以上、天文訓「二十歳刑徳」の刑・徳運行を検討した。それを要約すれば、徳は太陰の十干を起点にして、「陰陽」・「五行」の理論によって位置が定められ、これに対して刑は太陰所在の十二辰を起点にし、支自相刑・三合の理論によって位置が定められる、ということになる。そのように位置を決められた「刑」・「徳」は、現実においては戦争における攻撃方向の占断に用いられ、伝世文献で実際に刑・徳の位置についての言及したものが、『漢書』卷九九王莽伝中の王莽の詔に、

今年（壬申）刑在東方、誅絡之部先縦焉。捕斬虜驕、平定東域、虜知殄滅、在于漏刻。

とあり、これは刑徳の位置・方位に言及した上での東方（高

句麗方面）への軍事行動を予想したものである。

本論文では、これまで図示による説明・理論構成の検討をされることほとんど無かった天文訓「二十歳刑徳」の理論を、補助線として『五行大義』等を用いることで説明・図示し、その構成要素に検討を加えた。伝世文献において刑・徳を用いた占術理論の説明は、管見の限り天文訓にのみ見える。したがって、天文訓「二十歳刑徳」の検討は今後出土文献の刑徳占の比較・検討を行う上で避けて通れないものであり、数術研究の基礎となるものである。

次の検討として、現存最古の刑徳占の文献である漢代初期抄写『馬王堆漢墓帛書』「刑徳」篇の研究を行う予定である。この帛書「刑徳」篇には、「刑徳大遊」・「刑徳小遊」の運行がある。本論文で検討した二十歳刑徳と運行形式が近いのは刑徳大遊の方で、そこには天文訓には見えない理論・図が見える。数術中の刑・徳觀念の変遷を理解する上で、帛書「刑徳」篇の刑徳大遊の検討はきわめて重要なのである。

注

- (1) 胡文輝『中国早期方術與文献叢考』（中山大學出版、二〇〇〇年）
- (2) 刑徳占の現存最古のものには馬王堆帛書「刑徳」篇があり、その抄写年代は漢代文帝期とされている。
- (3) ただし『淮南子』天文訓補注は、天文訓の「太陰」は「太歳」のことであろうと述べる。実際天文訓の「太陰」と同質のものは『漢書』卷二六天文志等の文献では「太歳」と記されている。

(4) 楠山春樹『淮南子』(新釈漢文大系、明治書院、一九七九年)。

(5) 『淮南子』卷三天文訓「太陰在寅、歲名曰攝提格、其雄爲歲星、

舍斗・牽牛、以十一月、與之晨出東方、東井・輿鬼爲對。太陰在卯、歲名曰單閼。歲星舍須女・虛・危、以十二月、與之晨出東方、柳・七星・張爲對。太陰在辰、歲名曰執除。歲星舍營室・東壁、

以正月、與之晨出東方、翼・軫爲對。太陰在巳、歲名曰大荒落。歲星舍奎・婁、以二月、與之晨出東方、角・亢爲對。太陰在午、

歲名曰敦牂。歲星舍胃・昴・畢、以三月、與之晨出東方。氏・房・心爲對。太陰在未、歲名曰協洽。歲星舍犛・參、以四月、與之

晨出東方。尾・箕爲對。太陰在申、歲名曰涖灘。歲星舍東井・輿鬼、以五月、與之晨出東方、斗・牽牛爲對。太陰在酉、歲名曰作

鄂。歲星舍柳・七星・張、以六月、與之晨出東方。須女・虛・危爲對。太陰在戌、歲名曰闍茂。歲星舍翼・軫、以七月、與之晨出

東方。營室・東壁爲對。太陰在亥、歲名曰大淵獻。歲星舍角・亢、以八月、與之晨出東方。奎・婁爲對。太陰在子、歲名曰困敦、歲

星舍氏・房・心、以九月、與之晨出東方。胃・昴・畢爲對。太陰在丑、歲名曰赤奮若、歲星舍尾・箕、以十月、與之晨出東方。犛・參爲對。

(6) 『爾雅』釋天「太歲在甲曰闕逢、在乙曰旃蒙、在丙曰柔兆、在丁曰強圉、在戊曰著雍、在己曰屠維、在庚曰上章、在申曰重光、在壬曰玄默、在癸曰昭陽」。

(7) 『漢書』卷二十一・律曆志「乃以前曆上元泰初四千六百一十七歲、至於元封七年、復得闕逢攝提格之歲、中冬十一月甲子朔旦冬至、日月在建星、太歲在子」。

(8) 『淮南子』卷三天文訓「何謂五星。東方、木也……其日甲乙。南方、火也……其日丙丁。中央、土也……其日戊己。西方、金也……其日庚辛。北方、水也、……其日壬癸」。

(9) 『協紀辨方書』卷一・三合条「甲子辰合水局。亥卯未合木局。寅午戌合火局。巳酉丑合金局」……由今考之、陰陽家言三合者、唯水火木金而已、不及於土也。然言陰陽書、『淮南子』亦可爲古。

(10) 胡文輝『中國早期方術與文獻叢考』(中山大學出版、二〇〇〇年) 三合について述べたものとして、『睡虎地秦墓竹簡』日書乙篇がある。工藤元男氏は三合の記述がある簡の簡数に基づき、日書の三合には木火土金水があるとす(工藤元男『睡虎地秦墓竹簡よりみた秦代の国家と社会』(創文社、一九九八年)。一方、劉樂賢氏は饒宗頤氏(饒宗頤『秦簡中的五行說與納音說』(『古文字研究』第十四輯(陝西省考古研究所、一九八四年))に従い、さらに『協紀辨方書』「天水放馬灘竹簡」日書に見える木火金水の三合の記述を根拠にして、日書の三合は木火金水であるとす(劉樂賢『睡虎地秦簡日書研究』(天津出版社、一九九四年))。

(11) 刑の意味ついて、『五行大義』卷二論刑に、
史蕪『龜經』云「當成不成、視兆相刑」。又問云、「六合是吉而已、申相剋者何」。又問云「金帶水生火中。火爲金鬼、水爲火鬼、金共水生火中、則是鬼母子身。申是金位、兼復懷水、巳是火位、復有金、還相讎、故以爲刑」。

史蕪の『龜經』に云う「當に成るべくも成らざれば、兆を視て相刑す」と。又問いて云う、「六合は是れ吉なる而已も、申相剋(申が巳を剋すこと)するとは何ぞや」と。又問いて云う、「金は水を帯びて火中に生ず。火は金の鬼爲り、水は火の鬼爲り、金は水と共にして火中に生じ、則ち是れ鬼の母子の身なり。申は是れ金の位、兼ねて復た水を懷き、巳は是れ火の位、復た生金有り、還た相い讎す。故に以て刑と爲す」と。

とある。ゴチック部で六合の関係にある申が巳を刑する理由について述べるが、その中で申・巳にそれぞれ配当されている五行が互いに「剋」・「讎」する故だとしている。「支自相刑」とは、十二辰がお互いに対立関係にあることを示している可能性がある。

(13) 『五行大義』が引く『漢書』「翼奉奏事」は本文のようであるが、『漢書』卷七五翼奉伝の本文には見えない。しかし、翼奉伝の孟康注が引く「翼氏風角」に、「木落歸本、水流歸末」、「金剛火強、各歸其郷」とあり、『五行大義』と同じように五行の方位配当において水・木・金・火でそれぞれ分類されている。本論では刑の位置関係について、より詳細に述べた『五行大義』を用いる。

(14) 『淮南子』天文訓補注（以下補註と略す）は「甲子之歲……刑在卯、子刑卯、故刑德合東方宮」とし、さらに『開元占経』卷九一歳月日時刑条に、

子刑卯、卯爲刑下、子爲刑上。丑刑戌、戌爲刑下、未爲刑上。寅刑巳、巳爲刑下、申爲刑上。卯刑子、子爲刑下、卯爲刑上。辰刑辰。巳刑申、申爲刑下、寅爲刑上、午刑午。未刑丑、丑爲刑下、戌爲刑上。申刑寅、寅爲刑下、巳爲刑上。酉刑酉。戌刑未、未爲刑下、丑爲刑上。亥刑亥。凡刑下來者禍淺、刑上來者災深。自刑者兼刑上刑下、其災尤深。謂之三刑、刑上・刑下・自刑也。

子の刑は卯、卯は刑下爲り、子は刑上爲り。丑の刑は戌、戌は刑下爲り、未は刑上と爲り。寅の刑は巳、巳は刑下と爲り、申は刑上爲り。卯の刑は子、子は刑下爲り、卯は刑上爲り。辰の刑は辰。巳の刑は申、申は刑下爲り、寅は刑上爲り、午の刑は午。未の刑は丑、丑は刑下爲り、戌は刑上爲り。申の刑は寅、寅は刑下爲り、巳は刑上爲り。酉の刑は酉。戌の刑は未、未は刑下爲り、丑は刑上爲り。亥の

刑は亥。凡そ刑下より来る者の禍は淺く、刑上下より来る者の災は深し。自刑する者は刑上・刑下を兼ねて、其れ災は尤も深し。これを三刑と謂い、刑上・刑下・自刑なり。

とあるのを引用して、これが『淮南子』の刑徳であると説明している。「刑上」とは刑される対象、「刑下」とは刑する主体で、「自刑」は自分の辰を自ら刑することを指す。「開元占経」では十二辰を「刑上」・「刑下」・「自刑」にそれぞれ分けている（「自刑」する辰（午・辰・酉・亥）以外は「刑上」・「刑下」の両方になり得る）。子・卯は○刑△で表される句において○が刑上、△が刑下にそのまま対応しているが、丑・未・戌、寅・巳・申は刑される対象である「刑上」は○刑△の○にはそのまま対応しない。例えば、「丑刑戌」の場合、「刑上」は未となる。本段には丑・戌が相刑する関係にあるものについて、「丑刑戌」・「戌刑未」・「未刑丑」とあるが、

○が丑の場合、刑上は△に丑が入った場合の○、つまり「未刑丑」の未となる。

(15) 中村璋八『五行大義』（明治書院、一九九八年）

(16) 『五行大義』卷二論方位雜条「東方甲乙、寅卯辰……南方丙丁、巳午未……西方庚辛、申酉戌……北方壬癸、亥子丑」。

(17) 陶磊『淮南子・天文』研究『從數術史』（齊魯書社、二〇〇三年）。

(18) 北極紫微垣の内にある星。

(19) なお、武田時昌氏は刑の運行は「三合論」によって説明されているが、「支自相刑」の理論は用いていない（同氏「刑徳遊行の占術理論」（『日本中国学会報』第六三輯、二〇一一年）。なおこの論文については、大東文化大学非常勤講師田中良明先生にご紹介頂き、埼玉大学名誉教授関口順先生に複写して頂いた。厚く御礼を申し上げる次第である。

（本学大学院博士後期課程在籍）